

利用者各位

社会福祉法人 清明会
理事長 濱田 直隆

マイナンバー制度について

1. マイナンバーとは

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての方1人ひとりに12桁の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。マイナンバーは長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。通知は、市町村から原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。

※マイナンバーは平成27年10月に通知されマイナンバーを知ることができます。

2. 当園がマイナンバーを利用する目的

平成28年1月から「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」の諸手続きの為にマイナンバーが必要になります。

※マイナンバーは社会保険・税・災害対策分野の中でも、法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続きにしか使用できません。

3. 「通知カード」の保管のお願い

平成27年10月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」が、簡易書留により各家庭に送付されます。マイナンバーは一生使うものなので、大切に保管して下さい。家族の分も含め、紛失しないように気をつけて管理して下さい。

4. 会社へのマイナンバーの提出対象者

従業員本人のほか、その配偶者や扶養親族のマイナンバーも提出が必要です。いずれのマイナンバーも、「平成28年分の扶養控除等（異動）申告書」に記入して提出して下さい。特に配偶者や扶養親族のマイナンバーについては記載に誤りのないことを確認して下さい。

5. 提出書類

- (1) 平成28年分の扶養控除等（異動）申告書
- (2) 従業員本人の通知カード

※配偶者や扶養親族の通知カードの提出はありません。